

こどもの居場所づくり支援事業補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

令和 8 年 4 月 1 日

広陵町社会福祉協議会

第 3 条第 3 号を次のように改める。

(3) この要綱に基づく補助金の交付を受けたことがある場合は、当該交付年度から起算して 3 年度を超えていないこと。

第 5 条中「、光熱水費」の下に「、修繕費」を加える。

第 6 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象事業の実施に当たり、地域のコミュニティの活性化に寄与するこどもの居場所として、広陵町公民館条例（昭和 4 8 年 7 月広陵町条例第 2 6 号）に規定する分館、広陵町立集会所条例（平成 8 年 6 月広陵町条例第 1 号）に規定する集会所又は広陵町内にあるこれらに類する集会施設（以下「集会施設等」という。）を使用してこどもの居場所を設置する場合の補助金の額は、5 万円（1, 0 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）をその上限とする。

第 1 0 条に次の 2 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、第 6 条第 2 項の規定の適用を受ける補助申請者は、補助対象事業を実施した年度末に当該補助事業年度における活動実施報告書（集会施設等使用分）（第 1 7 号様式）を会長に提出しなければならない。この場合において、前項に規定するこどもの居場所づくり支援事業実績報告書（第 9 号様式）及び同項各号に掲げる書類の提出を要しないものとする。
- 3 会長は、前 2 項の規定により提出された書類のほか、必要があると認めるときは、補助申請者に対し、追加の資料の提出を求めることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行日前に交付を受けた補助金は、この要綱に基づく補助金の交付を受けたものとみなす。

第3号様式（第7条関係）を次のように改める。

第3号様式（第7条関係）

事業収支予算書

総事業費(A)	円
補助対象経費(B)	円
補助金要望額(C)	円

(歳入)

科目	金額(円)	積算内訳
補助金要望額(C)		
自己資金		
合計		

(歳出)

科目	金額(円)	積算内訳
補助対象経費		
	小計(B)	
補助対象外経費		
	小計	
総事業費(A)		

- ※ 積算内訳欄に、それぞれの科目ごとの詳しい内容を記載してください。
- ※ 補助対象経費の合計額を対象とし、20万円（集会所等を使用する場合は5万円）を上限とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

第16号様式（第16条関係）の次に次の様式を加える。

第17号様式（第10条関係）

年 月 日

広陵町社会福祉協議会長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

こどもの居場所づくり支援事業 活動実施報告書（集会施設等使用分）

年度こどもの居場所づくり支援事業補助金の交付決定のあった事業について、次のとおりその実績を報告します。

1 実施内容（※複数回実施の場合は、本様式を実施回数分添付）

No. : _____

実施日時 : _____年____月____日（ ____ : ____ ~ ____ : ____ ）

会場名（地区公民館／自治会集会所 等） : _____

実施内容（概要） : _____

参加者数 : 小学生未満 ____人 小学生 ____人 中学生 ____人
高校生以上 40歳未満 ____人 40歳以上 ____人

実施者（氏名） : _____ ㊟

実施者（氏名） : _____ ㊟

実施者（氏名） : _____ ㊟